

袋井市熱中症対策普及団体の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく熱中症対策普及団体（以下「普及団体」という。）の指定等に關し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準等)

第2条 法第23条第1項の規定による普及団体の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の規定により、当該申請者を普及団体として指定するものとする。

- (1) 法第23条第1項又は気候変動適応法施行規則（令和6年環境省令第2号。以下「施行規則」という。）第6条に規定する法人又は会社であり、かつ、市内において活動（主たる事務所の所在地が市外に存する法人又は会社を含む。）する法人又は会社であること。
- (2) 職員、業務の方法その他の事項についての熱中症対策普及事業の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- (3) 個人に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置その他熱中症対策普及事業を適正かつ確実に実施するために必要な措置として環境省令で定める措置が講じられていること。
- (4) 热中症対策普及事業以外の事業を行っている場合は、その事業を行うことによって熱中症対策普及事業の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 热中症対策普及事業を適正かつ確実に実施することができると認められること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に該当する場合は、指定の対象外とする。

- (1) 法人又は会社の代表者若しくは役員が、袋井市暴力団排除条例（平成23年袋井市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等であるとき。
- (2) その他市長が普及団体として不適切と認めたとき。

(指定の申請等)

第3条 申請者は、熱中症対策普及団体指定申請書（様式第1号）に施行規則第7条第2項に規定する書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 前項の申請者は、必要に応じ、普及団体の業務に関し参考となる書類を添付するものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合は、指定の適否を審査し、普及団体として指定する場合は、熱中症対策普及団体指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとし、指定しない場合は、その旨を通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 施行規則第8条第1項の規定による変更の届出は、熱中症対策普及団体名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 普及団体は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ熱中症対策普及団体業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(指定の取消し)

第5条 市長は、第2条第2項の規定による指定の対象外に該当すると認めた場合は、その指定を取り消すものとする。

(業務の廃止)

第6条 普及団体は、その業務を廃止したときは、直ちに熱中症対策普及団体業務廃止届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すものとする。

(事業の報告)

第7条 普及団体は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書を市長に提出するものとする。

2 普及団体は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。